

議題 2

不正資金問題に係る
調査・検討について

第 2 次 中 間 答 申

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日

不正資金問題調査検討委員会

不正資金問題調査検討委員会 第2次中間答申

県が策定する「県政再生プログラム」に県議会としての意見を反映させるため、9月26日に中間答申を提出したところであるが、今回、同月28日に発表された「県政再生プログラム」の精査・検討を行うとともに、「議会の監視機能（再発防止策）」について調査検討し、その結果を提言としてとりまとめ、第2次中間答申として提出する。

本委員会の審議経過（9月26日の中間答申提出以降）

区分	委員会開催日	審議内容
第8回	H18.10.10(火)	<ul style="list-style-type: none">・元岐阜県職員組合委員長への聞き取り報告（平成18年10月2日(月)面談）・県政再生プログラムについて・議会の監視機能について
第9回	H18.10.11(水)	<ul style="list-style-type: none">・第2次中間答申とりまとめ・今後の委員会方針について

目 次

- 1 県政再生プログラムについて

- 2 議会の監視機能について（再発防止策）
 - （ 1 ）予算及び決算審査について

 - （ 2 ）その他

- 3 その他

1 県政再生プログラムについて

組織責任に関わる処分により現職職員の士気低下を招くことのないよう、十分配慮すべきである。

職員不正行為通報制度については、実名で通報することとしている現在の制度を堅持し、通報者の保護に万全を期するべきである。

監査委員事務局の独立性確保及び監査のあり方について、特に留意すべきである。

組織責任として、現職職員に対しては役職に応じ一律の処分が行われたが、退職者に対しては処分する術がないことから、現職職員には処分への不公平感があると思われる。このため、現職職員の士気低下を招くことのないよう、風通しのよい組織づくり、人事配置等について十分な配慮をすべきである。

県の内部告発に匿名による通報を認めることは、誹謗中傷等の弊害が懸念されることから、実名で通報することとしている現在の制度を堅持し、通報者の保護に万全を期するとともに、自浄作用が十分働くシステムとする必要がある。

実効性ある監査が行われなかった背景には、監査委員事務局の職員が人事異動により数年で知事部局等に戻り、監査を受ける側になる、という人事上の問題があると考えられることから、監査委員事務局の専属職員の配置等、独立性確保に特に留意すべきである。また、監査方法等を含む監査のあり方の見直しについても、併せて留意すべきである。

その他、委員からは、

- ・ 極めて少ないとされている物証についての更なる追求を含め、徹底した真相究明を行うべきである。ただし、短期間で行うべきである。
- ・ 今後の個人責任に関わる処分にあたっては、調査を徹底したうえで厳正に行い、職員に不平等感の残らないよう、特に留意すべきである。
- ・ 県は、県退職者資金返還推進協議会に対し、早急な返還計画の公表を求めるとともに、強い指導力を発揮すべきである。

- ・ 内部告発制度を見直し、匿名による通報も認めることとしている「県政再生プログラム」は是認されるべきである。

との意見があった。

2 議会の監視機能について（再発防止策）

（1） 予算及び決算審査について

審査に十分な時間を確保する必要がある。

関係資料の事前配布等により十分な精読期間を確保すべきである。

また、関係資料の内容をより判り易くするよう、執行部に求めるべきである。

質問内容の通告等により、効率的な審査を行うべきである。

県民の負託を受けて県行政を監視すべき議会としての権能を、結果として果たすことができなかつた反省を踏まえ、執行部との緊張関係を再構築し、議会審議を通じ、公金の適正かつ効果的な執行を監視していかなければならない。

常任委員会における予算審査等について、現在の審査時間が十分とは言えないため、十分な審査時間を確保し、審査を一層充実させる必要がある。

予算説明会、決算特別委員会等の審査にあたり、執行部に対し関係資料の事前配布を求め、十分な精読時間を確保するほか、関係資料の内容についても、主要事業についての概要記載、あるいは主要事業の節別を明らかにする等、事業の内容をより判り易くするよう求めるべきである。

執行部に対する質問内容の通告、事前の資料要求等により、効率的な審査を行うべきである。

その他、委員からは、

- ・ 各常任委員会の審査時間は、最低2日間は必要である。
- ・ 予算委員会の設置について、前向きに検討すべきである。

- ・ 審査時間確保のため、会期の延長についても検討すべきである。
 - ・ 主要な事業について、費用対効果を把握するため、事業別コストを明らかにするよう、検討を求めるべきである。
 - ・ 決算特別委員会への副知事（必要に応じ知事）の出席を求めるべきである。
- との意見があった。

（２） その他

今後、県政再生プログラムの実行状況をチェックできる体制について検討する必要がある。

議会として、今後、県政再生プログラムの「返還」及び「再発防止策」の実行状況をチェックできる体制について検討する必要がある。

３ その他

当面、不正資金問題調査検討委員会を継続設置することとする。

不正資金問題に関する新たな調査検討課題に対応するため、当面、議長の諮問機関である不正資金問題調査検討委員会を継続設置することとする。

その他、委員からは、

- ・ 議長の諮問機関による調査や監視では限界があり、地方自治法第100条の規定に基づく特別委員会を速やかに設置すべきである。

との意見があった。

以上